池田市環境保全条例

指 定 事 業 の て び き

池　　田　　市

は　じ　め　に

池田市では、「池田市環境保全条例」により、これから新しく宅地の開発等土地の区画形質の変更を行われる場合、工場、事業場等を新設又は増設される場合、そして中高層建築物を新築又は増築される場合には、指定事業としての手続きが必要となります。

この手続きは、指定事業による環境の悪化と種々のトラブルの発生を未然に防止し、調和のとれた健全な市街地形成の推進を目的としており、当該事業計画の事前公開、附近地に対する環境保全計画の作成、関係住民への周知説明そして市長との事前協議等が義務付けられています。

今後、指定事業を行われる場合には、お互いが快適な都市生活を営める豊かな環境づくりにご協力下さい。

目　　次

1　指定事業に該当する事業　1

2　環境保全調書の作成　1

3　事　前　公　開　2

4　関係住民への周知説明　2

5　事　前　協　議　3

6　池田市環境保全条例、同施行規則等抜粋

池田市環境保全条例　7

池田市環境保全条例施行規則　12

池田市環境問題調整委員会規則　20

環境問題調整申立依頼書　21

指定建築物の高さ及び階数に係る指導要綱　22

7　様　式　集

様式第１号（開発行為）　23

様式第２号（指定工場等）　24

様式第３号（指定建築物）　25

様式第４号（事業計画の標識）　26

様式（イ）（指定事業に係る関係住民への周知説明に関する報告書）　27

様式（ロ）（意見書）　29

様式（ハ）（指定事業環境保全調書）　30-31

別紙１（指定事業環境保全調書関連）　32

別紙２（指定事業環境保全調書関連）　34-35

別紙３～８（指定事業環境保全調書関連）　36-40

様式（ニ）（指定事業事前公開に係る標識等の状況）　42

様式（ホ）（誓約書）　43

関係住民の影響範囲図（例）　44-45

１　指定事業に該当する事業（池田市環境保全条例 第 20 条）

池田市では、環境保全条例第 20 条により、次に掲げる事業を「指定事業」と規定し、事前公開、関係住民への周知説明、及び事前協議を事業者に義務付けています。

（１）宅地の造成その他土地の区画形質を変更する事業（以下「**開発行為**」という。）で、その面積が 1,000 平方メートルを超えるもの。
（２）環境に影響を及ぼすおそれのある工場及び事業場（以下「**指定工場等**」という。）で、施行規則別表第１に掲げるものの新設及び増設。
（３）次に掲げる表の各地域における建築物（以下「**指定建築物**」という。）の新築及び増築。

地　　域	指　定　建　築　物
第 1 種低層住居専用地域	軒の高さが 7 メートルを超える建築物又は地階を除く階数が 3 以上の建築物
第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域、第 2 種住居地域 近隣商業地域、準工業地域	高さが 10 メートルを超える建築物

注１　市街化調整区域についても、建築物の高さが 10 メートルを越える場合は指定建築物になります。
注 2　「指定建築物の高さ及び階数に係る指導要綱」（P21）により、高さ及び階数を 20m以下かつ 6 階以下で計画するよう要請しています。

２　環境保全調書の作成

指定事業の計画・実施にあたっては関係法令に規定する規制基準等を遵守するほか、市条例をはじめ池田市開発指導要綱等を満たしたものでなければなりません。【様式(ハ) 環境保全調書（P29 - P30）】

3　事　前　公　開

（1）事業計画の標識の設置

指定事業を実施する者は、「事業計画のお知らせ」【様式第 4 号（P25）】の事業計画の標識（以下、「標識」という。）を、当該事業の計画について条例第 22 条に規定する関係住民に対して行う周知説明の日から起算して 10 日以上前の日より指定事業完了の日まで掲出して、関係住民並びに附近住民に当該指定事業の計画について事前に公開して下さい。

標識は、公衆の見やすい場所に設置するものとし、必要に応じて数ヵ所に 設置するものとします。

事前公開の状況については、「指定事業事前公開に係る標識等の状況（写真）」【様式(ニ)（P41）】により市に報告して下さい。

4　関 係 住 民 へ の 周 知 説 明

（1）「周知説明」とは

条例第 22 条、及び規則第 6 条にいう「周知説明」とは、指定事業を実施する者が、当該指定事業の計画の詳細を関係住民に説明するとともに、その際関係住民から聴取した意見内容を、可能な限りにおいて計画の中に反映することをその主旨とするものです。

（2）関係住民の範囲

関係住民とは、施行規則**別表第 2**（P19）に規定する範囲のものをいいます。指定事業を実施する者は、この関係住民に対し、あらかじめ当該事業計画の内容について公開し周知説明をしなければなりません。

参考：関係住民の範囲図（P43・P44）

（3）関係住民への周知説明の内容

周知説明すべき内容は、事業主、設計・施工者の住所氏名、計画事業の用途、建築物の構造、高さ、階数、棟数、計画敷地面積、建築面積、延床面積等です。指定事業を実施する者は、建築物及び施設の配置図、平面図並びに立面図、指定工場等事業概要書及び排水系統図、その他関係住民から要請の

あった資料を関係住民に提供した上で、上記の内容についての周知説明を行うとともに、様式（ロ）を用いるなどの方法により、関係住民の意見を聴取しなければなりません。

（４）周知説明に関する報告書の提出

指定事業を実施する者は、前記の周知説明に関し、下記の事項（①～⑥）を詳しく記載した「様式（イ）**指定事業に係る関係住民への周知説明に関する報告書**（P26）」を市長に提出し、その内容について審査を受けなければなりません。（添付書類：関係住民の範囲図、設計図書及び説明に使用した資料等）

① 説明年月日
② 説明場所
③ 説明方法（戸別訪問、説明会 等）
④ 説明内容
⑤ 説明に対する関係住民の意見、要望
⑥ 関係住民の意見、要望に対する事業主の対応、対策等

５　事　前　協　議

（１）事前協議の手続き

事業計画の標識の設置、関係住民への周知説明を行い、関係住民の周知説明に関する報告書を市長に提出して審査を経たのち、当該事業の内容について市長と協議（関係各課との事前協議）しなければなりません。

事前協議は、指定事業の種類により様式第 1 号から第 3 号の指定事業協議書の表紙（P22～P24）に、協議書添付図書一覧表（P5）に掲げる必要図書を添付し、都市整備部審査指導課へ提出してください。

（2）主な協議先

部	課	指導内容
都市整備部	審査指導課	指定事業について（窓口） 建築基準法関係 都市計画法関係 一宅地区画面積 建設リサイクル法関係
	土木管理課	市道部分の工事施工・掘さく 官民境界、交通安全施設等 道路の建設 河川・水路関係
	交通道路課	駐車施設等
	みどり農政課 （農業委員会事務局）	農地法関係 農地転用 五月山景観保全条例 公園の整備 緑化協定
まちづくり環境部	都市政策課	都市計画の地域・地区等
	業務センター	塵芥集積関係
	環境政策課	工事中の公害防止 ばい煙等の処理方法 粉じんの処理方法 汚水等の処理方法 悪臭の防止方法 騒音・振動の防止方法 土壌汚染関係 緑地関係
上下水道部	水道工務課 下水道工務課	給水施設 排水施設
市民活動部	商工振興課	小売店舗（100㎡以上）の届出等
総合政策部	広報広聴課	行政一般
教育委員会教育部	社会教育課	文化財関係
	学校教育推進課	児童の交通安全関係
消防本部	予防課 警防救急課	消防関係

（3）指定事業協議書添付図書一覧

番号	種別	明示すべき事項	開発行為	指定工場等	指定建築物
1	協議書表紙		○	○	○
2	附近見取図（位置図）	・方位、道路及び目標物	○	○	○
3	委任状	・委任者、受任者及び委任項目を明示	○	○	○
4	公図	・3ヶ月以内のもの	○	○	○
5	謄本	・3ヶ月以内のもの	○	○	○
6	現況図	・方位、敷地境界線、敷地（近隣敷地を含む。）内における各建築物の位置、及び当該部分の地盤高、近隣敷地の地番、敷地の接する道路の位置、名称及び幅員を明示したもの	○	○	○
7	敷地実測図（求積図）	・各辺長、面積計算書を明示したもの	○	○	○
8	土地利用計画図	・方位、敷地境界線、敷地内における各建築物の位置、及び当該部分の地盤高、擁壁等の敷地の状況、敷地内通路等の幅員、その他公園緑地の状況を明示したもの	○	○	○
9	建築物及び施設の配置図	・方位、敷地境界線、各建築物及び施設の位置、用途、届出に係る建築物と他の建築物との別を明示したもの	○	○	○
10	建築物並びに施設の平面図、立面図及び断面図	・寸法、間取並びに開口部を明示した各階平面図及び各面立面図	○	○	○
11	指定工場等事業概要書（別紙1）	・作業工程又は営業内容についてできるだけ詳しく記入すること		○	
12	給排水系統図	・給水、排水の別、系路、勾配、用水管の口径、管種、施設の寸法、構造を明示した平面図及び立面図	○	○	○
13	関係住民への周知説明に関する報告書（様式（イ））	・審査用に提出した報告書の写しを再提出	○	○	○
14	敷地周辺現況図（関係住民範囲図）	・周知説明に係る関係住民の範囲・対象者を明らかにしたもの ・方位、敷地境界線、敷地（近隣敷地を含む。）内における各建築物の位置、敷地の接する道路の位置及び幅員を明示したもの	○	○	○
15	指定事業環境保全調書（様式（ハ））	・保全計画の項目及び内容については、特に指示のない場合の他、全ての項目についてできるだけ詳しく記入すること	○	○	○
16	指定事業事前公開に係る標識等の状況（写真）（様式（ニ））	・標識の設置を証するための写真及び標識の掲出場所を含めた事業計画地の現況写真	○	○	○
17	水利権者との協議済を証する書類	・雨水等の放流先の水利組合との覚書、協定書又は同意書等これに類する書類によるものとする	○		
18	誓約書	・（様式（ホ））	○	○	○

※ 指定事業協議書はＡ判で提出してください。（様式は本市ホームページからDLできます。）

（４）指定事業の手続きの流れ

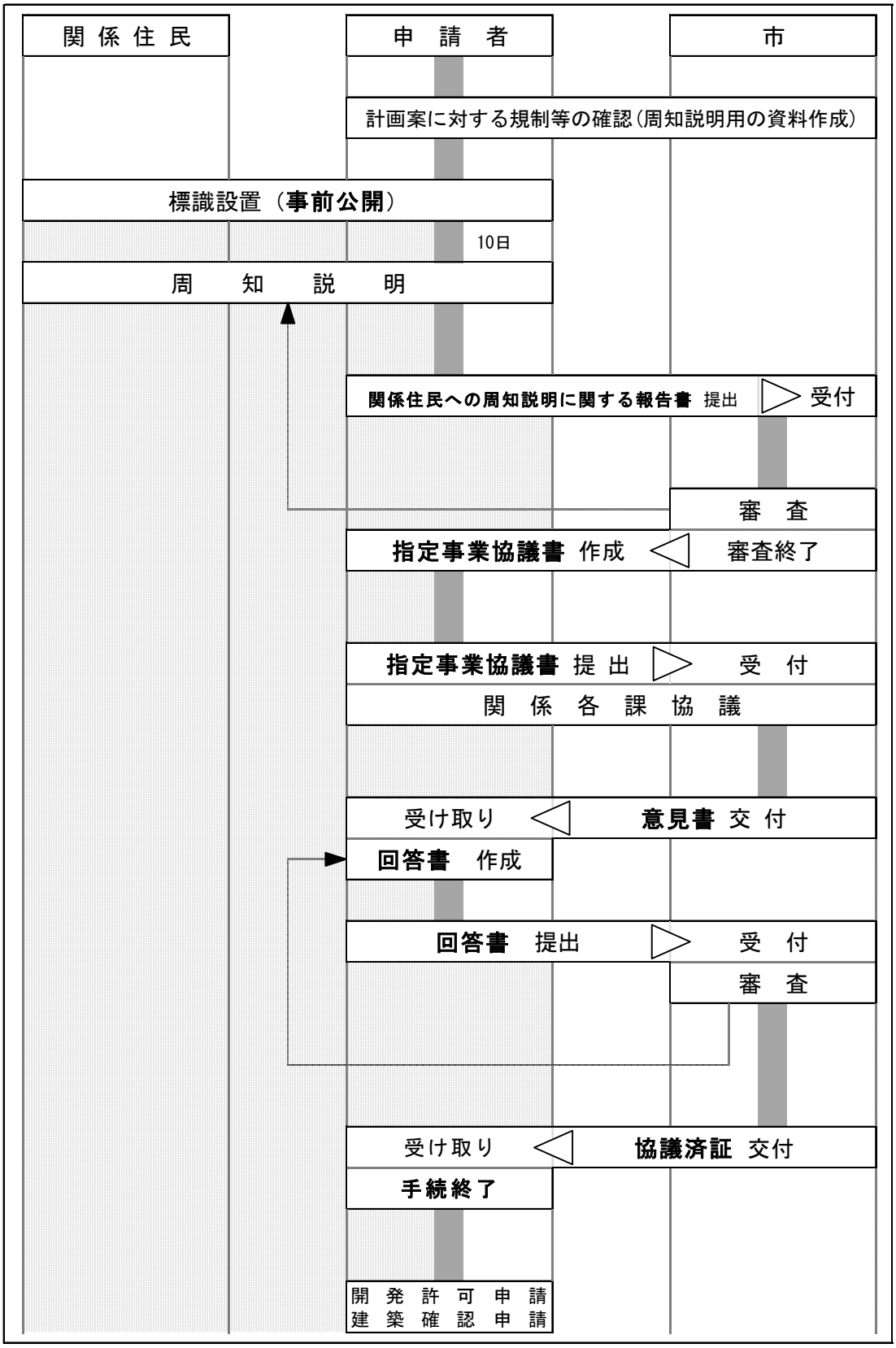

6　池田市環境保全条例、同施行規則等抜粋

池 田 市 環 境 保 全 条 例

制　　定　昭和53年 7月 1日 条例第14号

最近改正　平成28年 6月24日 条例第40号

第 1 章　　総　　則

第 1 節　　総　　則

（目的）

第1条　この条例は、池田市環境基本条例（平成28年池田市条例第40号。以下「基本条例」という。）の理念にのっとり、公害の防止その他の環境の保全と創造に関する施策について必要な事項を定め、これを推進し、もって将来の市民の安全でかつ快適な生活の確保に資することを目的とする。

（基本的責務）

第14条　事業者は、その事業活動によって良好な環境を破壊しないよう、自らの責任と負担において必要な措置を講じなければならない。

2　事業者は、その所有し、占有し、又は管理する土地又は建物について清潔の保持、緑化の推進等良好な環境づくりのための必要な措置を講じなければならない。

第 2 章　　生活環境の保全

第 1 節　　指定事業の事前協議等

（事前環境調査）

第19条　環境に影響を及ぼすおそれのある事業を実施する者は、あらかじめその事業が環境に及ぼす影響を調査し、良好な環境を破壊しないよう努めなければならない。

（事前協議）

第 20 条　次の各号に掲げる事業（以下「指定事業」という。）を実施する者は、あらかじめ当該事業に係る環境保全調書を作成するとともに、規則で定めるところにより、その事業内容について市長に協議しなければならない。

(1)　宅地の造成その他土地の区画形質を変更する事業（以下「開発行為」という。）で、その面積が 1,000 平方メートルを超えるもの

(2)　環境に影響を及ぼすおそれのある工場及び事業場（以下「指定工場等」という。）で、規則に定めるものの新設及び増設

(3)　次に掲げる表の各地域における建築物（以下「指定建築物」という。）の新築及び増築

地域	指定建築物
第一種低層住居専用地域	軒の高さが 7 メートルを超える建築物又は地階を除く階数が 3 以上の建築物
第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、準工業地域	高さが10メートルを超える建築物

（事前公開）

第 21 条　指定事業を実施する者は、規則で定める標識を当該事業予定地内の公衆の見やすい場所において、当該事業の計画決定の日から事業完了の日まで掲出することにより、附近住民に対して、当該事業の計画について事前に公開しなければならない。

（関係住民への周知説明）

第 22 条　指定事業を実施する者は、規則で定める範囲内の環境に影響を受けるおそれのある関係住民（以下「関係住民」という。）に対し、あらかじめ当

該事業計画の内容について周知説明するとともに、その経過について市長に報告しなければならない。

（勧告及び命令）

第23条　市長は、第20条の規定による事前協議において、当該事業が良好な環境の確保に関し必要があると認めるときは、当該事業を実施しようとする者に対し、環境保全のための必要な措置をとるべきことを勧告し、又は命ずることができる。

第　3　章　　自然環境の保全

第　1　節　　緑化の推進

（緑化協定）

第60条　市長は、規則で定める面積を超える土地であって、当該土地の緑化を図ることが必要と認められるものについては、当該土地の所有者、権原に基づく占有者若しくは管理者又はそこで事業活動を行う事業者と、当該土地の緑化のために必要な事項を内容とする協定を締結することができる。

（工場、開発行為等の緑化）

第61条　工場、事業場及び共同住宅を建設しようとする者、又は設置している者、並びに宅地の造成その他土地の区画形質を変更する事業を行う者は、規則で定めるところにより、その敷地内の緑地の確保及び緑化に努めなければならない。

第　5　章　　審　議　会　等

（環境問題調整委員会）

第76条　第20条に規定する指定事業の実施に起因する環境問題に関して、当該事業を実施する者と附近住民との間に生じた紛争の調整にあたるため、本市に池田市環境問題調整委員会（以下「環境問題調整委員会」という。）を置

く。

2　環境問題調整委員会は、当事者の一方又は双方の申し立てにより調整を行う。調整が成立しないときは、紛争の具体的実情を考慮して環境問題調整委員会としての判断を示すことができる。

3　前2項に定めるもののほか、環境問題調整委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章　補　則

（立入調査権）

第78条　市長は、この条例の施行に必要な限度において関係職員に工場、事業場、建設工事その他の場所に立入り、関係帳簿書類、機械、設備、建築物その他の物件及び土地並びにその場所で行われている行為の状況を調査し若しくは検査し、又は関係者に対し、必要な指示又は指導を行わせることができる。

2　教育委員会は、この条例の施行に必要な限度において、関係職員に教育環境保全区域及び文化環境保全区域内の土地並びに市指定文化財が所在する土地に立入り、土地並びにその場所で行われている行為の状況及び市指定文化財の状況を調査し、又は関係者に対し、必要な指示又は指導を行わせることができる。

3　市長又は教育委員会は、前2項の規定による立入調査等を行おうとするときは、あらかじめ関係者に対し、その旨を通知しなければならない。ただし、開発行為、指定工場等、指定建築物については、この限りでない。

4　第1項及び第2項の規定による立入調査等を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

（委　任）

第79条　この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附　　則

（施行期日）

1　この条例は、昭和53年10月1日から施行する。

附　　則（平7．12．26条例18）

この条例は、公布の日から施行する。

附　　則（平9．　3．31条例21）

（施行期日）

1　この条例は、平成9年7月1日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の池田市環境保全条例の規定は、この条例の施行前にされた指定事業の事前協議等についても適用する。ただし、この条例による改正前の池田市環境保全条例の規定によって生じた効力を妨げない。

附　　則（平25．3．28条例21号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附　　則（平28．6．24条例40号）

この条例は、平成28年7月1日から施行する。

池田市環境保全条例施行規則

制　　定　昭和53年 8月 1日　規則第25号

最近改正　令和 6年 3月 15日 規則第6号

（事前協議）

第3条　条例第20条の規定による事前協議は、次のとおりとする。

(1)　条例第20条第1号の規定による指定事業を行う場合には、関係住民への周知説明に関する報告書をあらかじめ市長に提出し、審査を経た後、指定事業（開発行為）協議書（様式第1号）により、次の図書を添付して提出しなければならない。

ア　附近見取図及び敷地周辺現況図

イ　現況図

ウ　敷地実測図

エ　土地利用計画図

オ　建築物の配置図

カ　建築物の平面図及び立面図

キ　給排水系統図

ク　指定事業事前公開に係る標識等の状況（写真）

ケ　関係住民への周知説明に関する報告書（審査用に提出したものの写し）

コ　指定事業環境保全調書

サ　水利権者との協議済を証する書類

シ　誓約書

ス　その他市長が必要と認める書類

(2)　条例第20条第2号の規定による指定事業を行う場合には、関係住民への周知説明に関する報告書をあらかじめ市長に提出し、審査を経た後、指定事業（指定工場等）協議書（様式第2号）により、次の図書を添付して

提出しなければならない。

ア　附近見取図及び敷地周辺現況図

イ　建築物及び施設の配置図

ウ　建築物及び施設の平面図及び立面図

エ　指定工場等事業概要書及び給排水系統図

オ　指定事業事前公開に係る標識等の状況(写真)

カ　関係住民への周知説明に関する報告書（審査用に提出したものの写し）

キ　指定事業環境保全調書

ク　誓約書

ケ　その他市長が必要と認める書類

(3)　条例第 20 条第 3 号の規定による指定事業を行う場合には、関係住民への周知説明に関する報告書をあらかじめ市長に提出し、審査を経た後、指定事業（指定建築物）協議書（様式第 3 号）により、次の図書を添付して提出しなければならない。

ア　附近見取図及び敷地周辺現況図

イ　建築物の配置図

ウ　建築物の平面図及び立面図

エ　建築物の断面図

オ　給排水系統図

カ　指定事業事前公開に係る標識等の状況（写真）

キ　関係住民への周知説明に関する報告書（審査用に提出したものの写し）

ク　指定事業環境保全調書

ケ　誓約書

コ　その他市長が必要と認める書類

（指定工場等）

第４条　条例第20条第２号の規則で定める指定工場等は、別表第１に掲げるものとする。

（事業計画の標識）

第５条　条例第21条の規則で定める標識は、様式第４号によるものとする。

（周知説明に係る関係住民）

第６条　条例第22条の規則で定める関係住民は、別表第２（あ）欄に掲げる指定事業の区分に応じ、同表（い）欄に掲げる者とする。

（緑化協定の対象地）

第19条　条例第60条の規定で定める面積は1,000平方メートルとし、同条の規定による協定は緑化協定書（様式第９号）により締結するものとする。

（工場、開発行為等の緑化）

第20条　条例第61条に規定する緑地の確保については、その植栽率を20％以上とする。

２　面積が1,000平方メートルを超える土地において条例第20条第１号に規定する開発行為及び建築物の新築、改築若しくは増築又はそのいずれかを行う者並びに面積が1,000平方メートルを超えない土地において同条第２号に掲げる事業又は同条第３号に掲げる事業（共同住宅に係るものに限る。）を実施する者は、その敷地内における緑地の確保に関し、あらかじめ工場、開発行為等緑化計画書（様式第10号）により市長に協議しなければならない。

（細則）

第31条　この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、市長が定める。

附　　則

この規則は、昭和53年10月１日から施行する。

附　　則（昭54．３．１改正）

（施行期日）

1　この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　この規則施行の際、現に改正前の池田市環境保全条例施行規則（昭和53年池田市規則第25号）の規定による事前協議を行っている者については、この規則による改正後の池田市環境保全条例施行規則の規定は適用しない。

附　　則（平2.　3.30規則18）

この規則は、平成2年5月1日から施行する。

附　　則（平7.12.26規則31）

この規則は、公布の日から施行する。

附　　則（平8.　5.　1規則21 ）

この規則は、公布の日から施行する。

附　　則（平９.　4.　1規則19）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条及び第5条から第8条までの改正規定は、平成9年7月1日から施行する。

附　　則（平9.10.29規則43）

この規則は、公布の日から施行する。

附　　則（平16.7.26規則42）

この規則は、公布の日から施行する。

附　　則（平28.　6.30規則44）

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

附　　則（令5.10.　5規則50）

この規則は、公布の日から施行する。

附　　則（令6.3.15規則6）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第１（第４条関係）

指　定　工　場　等

１（1）次に掲げる施設であって、定格出力の合計が、7.5 キロワット以上の原動機を使用する工場又は事業場で、物品の製造、加工、修理又は処理作業を常時行うもの。ただし、施設の更新を除く。

ア　金属加工機

（ア）圧延機械

（イ）製管機械

（ウ）ベンディングマシン

（エ）液圧プレス

（オ）機械プレス

（カ）せん断機

（キ）鍛造機

（ク）ワイヤーフォーミングマシン

（ケ）ブラスト

（コ）タンブラー

イ　空気圧縮機

ウ　土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機

エ　織機

オ　建設用資材製造機械

（ア）コンクリートプラント

（イ）アスファルトプラント

カ　穀物用製粉機

キ　木材加工機械

（ア）ドラムバーカー

（イ）チッパー

（ウ）砕木機

（エ）帯のこ盤

（オ）丸のこ盤

（カ）かんな盤

ク　抄紙機

ケ　印刷機械

コ　合成樹脂用射出成型機

サ　ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機

シ　鋳型造型機

(2) 汚水の 1 日の最大排出量（下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条第 3 号及び第 4 号に規定する公共下水道及び流域下水道であって、同条第 6 号に規定する終末処理場を設置している下水道（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）に排出水を排出するものは除く。）が 50 立方メートル以上の工場又は事業場であって、物品の製造、加工、修理又は処理作業を常時行うもの

(3) 液体燃料の最大使用量が時間当たり 0.5 キロリットル以上の工場又は事業場であって、物品の製造、加工、修理又は処理作業を常時行うもの

2　次に掲げる事業所又は作業所

（1）ボーリング場

（2）ゴルフ練習場

（3）バッティングセンター

（4）有料水泳場

（5）スケート場

（6）畜舎（飼養規模が鶏 100 羽以上又は牛、豚、馬若しくはこれらの合計が 5 頭以上のものに限る。）

（7）化製場又は死亡獣畜等取扱場

（８）と畜場

（９）産業廃棄物処理場

（10）廃油再生場

（11）魚腸骨処理場

（12）自動車の収容能力が 20 台以上の駐車場（高架の道路の路面下に設置するものを除く。）

（13）自動車教習場及び競技場

（14）ガソリンスタンド及び液化石油スタンド

（15）車両修理（整備）工場

（16）採石場（砕石場）

別表第２（第６条関係）

指定事業に係る周知説明を要する関係住民

<table>
<tr><th colspan="2">（あ）指定事業の区分</th><th>（い）関係住民</th></tr>
<tr><td rowspan="3">条例第20条第1号の規定による指定事業（開発行為）</td><td>開発面積が5,000㎡を超えるもの</td><td>指定事業予定敷地の隣地境界線から16m以内の土地及び建築物の所有者並びに占有者</td></tr>
<tr><td>開発面積が3,000㎡を超え5,000㎡未満のもの</td><td>指定事業予定敷地の隣地境界線から8m以内の土地及び建築物の所有者並びに占有者</td></tr>
<tr><td>開発面積が1,000㎡を超え3,000㎡未満のもの</td><td>指定事業予定敷地の隣地境界線から4m以内の土地及び建築物の所有者並びに占有者</td></tr>
<tr><td colspan="2">条例第20条第2号の規定による指定事業（指定工場等）</td><td>指定事業予定敷地の隣地境界線から4m以内の土地及び建築物の所有者並びに占有者（この場合において当該指定事業により環境に影響を受けるおそれのない者は除く。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">条例第20条第3号の規定による指定事業（指定建築物）</td><td>指定建築物の壁面からの距離が、指定建築物の最高の高さと同等の距離の範囲内に存する土地及び建築物の所有者並びに占有者（この場合において当該指定事業により環境に影響を受けるおそれのない者は除く。）</td></tr>
</table>

池田市環境問題調整委員会規則（抜粋）

制　　定　昭和53年8月 1日 規則第27号

最近改正　平成28年6月30日 規則第44号

（委員会）

第5条　環境問題調整委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2　環境問題調整委員会が調整案を提示するとき、又は判断を示すときは、委員の過半数をもってこれを行うものとする。

3　環境問題調整委員会は、非公開とする。ただし、委員長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

4　環境問題調整委員会は、必要に応じて当事者又は参考人より意見を聴取することができる。

（調整の申し立て）

第7条　調整の申し立てをしようとする者は、環境問題調整依頼書（様式第1号）によって、市長に依頼しなければならない。

（庶務）

第8条　環境問題調整委員会に関する庶務は、都市整備部審査指導課において処理する。

附　　則

この規則は、昭和53年10月1日から施行する。

附　　則

この規則は、平成28年 7月1日から施行する。

別記様式（第７条関係）

環境問題調整申立依頼書

年　　月　　日

（宛先）池田市長

申立人　住所

氏名

TEL　　（　　）

以下の指定事業の計画に関し、池田市環境問題調整委員会規則第７条の規定に基づき、池田市環境保全条例第７６条第２項の規定による調整の申立てについて依頼いたします。

<table>
<tr><td rowspan="8">指定事業の計画の概要</td><td colspan="2">事業主の住所・氏名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">設計者の住所・氏名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">施工者の住所・氏名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">敷地の地名地番</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>用途</td><td></td><td>敷地面積</td><td colspan="2">㎡</td></tr>
<tr><td>構造</td><td>造</td><td>延床面積</td><td colspan="2">㎡</td></tr>
<tr><td>高さ</td><td>m</td><td>階数・棟数</td><td>地上　階
地下　階</td><td>棟</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>申立理由</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

指定建築物の高さ及び階数に係る指導要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、池田市環境保全条例（昭和５３年池田市条例第１４号）第２０条第３号に規定する指定建築物の高さ及び階数に係る指導を行い、本市における良好な町並みの保全、形成を図り、環境の著しい変化を防止することを目的とする。

（高さ、階数制限に係る要請）

第２条　市長は、指定建築物を新築又は増築しようとする事業者に対して、建築物の高さを２０ｍ以下とし、かつ、階数を６階以下とするよう要請するものとする。ただし、指定建築物が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 都市計画法（昭和４３年法律第１００号。以下「法」という。）第８条第１項第１号に規定する用途地域（以下「用途地域」という。）のうち、商業地域、近隣商業地域又は工業地域内の建築物であるとき。

(2) 用途地域のうち、第一種住居地域及び第二種住居地域であって、都市計画において容積率が３００パーセントに定められている区域内の建築物であるとき。

(3) 第１号に規定する地域を除く用途地域内の建築物で池田市環境保全条例第２２条に規定する周知説明の範囲が、事業者が所有する所有地内又は環境に影響を受けるおそれのない地区内であるとき。

(4) 国及び地方公共団体が事業主体となって設置する公益上必要な建築物であるとき。

(5) 建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第６８条の２第１項の規定に基づき建築物の高さの制限を定めた条例の適用を受ける法第１２条の４に基づく地区計画の区域内の建築物であるとき。

附　則

この要綱は、平成１４年１月１日から実施する。

附　則

この要綱は、平成１７年９月６日から実施する。

附　則

この要綱は、平成２８年７月１日から実施する。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から実施する。

指　定　事　業

様　　式　　集

（ 市 HP から DL 可能です。）

様式第１号

指 定 事 業 （ 開 発 行 為 ） 協 議 書

年　　月　　日

池　田　市　長　殿

ＴＥＬ

申請者住所

氏　　名

池田市環境保全条例第 20 条の規定により、下記の指定事業（開 発 行 為）実施について協議します。

<table>
<tr><td rowspan="3">事業主等</td><td>事業主の住所氏名</td><td colspan="3">ＴＥＬ</td></tr>
<tr><td>設計者の住所氏名</td><td colspan="3">ＴＥＬ</td></tr>
<tr><td>施工者の住所氏名</td><td colspan="3">ＴＥＬ</td></tr>
<tr><td rowspan="5">開発行為の概要</td><td>敷地の地名地番</td><td colspan="3">池田市　　丁目　　番地</td></tr>
<tr><td>用途地域等</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>用途</td><td></td><td>敷地面積</td><td>㎡</td></tr>
<tr><td>規模その他
［例・区画面積及び区画数　建築物にあっては高さ階数･棟数･戸数等詳細に］</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>工事の期間</td><td colspan="3">着工　　年　　月　　日～完了　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">関係住民</td><td rowspan="2">周知説明を要する住民数
（規則で定める範囲の住民数）</td><td>土地所有者</td><td>建築物所有者</td><td>占有者</td></tr>
<tr><td>名</td><td>名</td><td>名</td></tr>
<tr><td rowspan="2">説明会等</td><td>実施日時</td><td colspan="3">年　　月　　日　　他　　回実施</td></tr>
<tr><td>出席者数</td><td colspan="2">事業主側　　名</td><td>関係住民側　　名</td></tr>
</table>

様式第２号

指定事業（指定工場等）協議書

年　月　日

池田市長殿

ＴＥＬ

申請者住所

氏　　名

池田市環境保全条例第20条の規定により、下記の指定事業（指定工場等）実施について協議します。

<table>
<tr><td rowspan="3">事業主等</td><td colspan="2">事業主の住所氏名</td><td colspan="5">ＴＥＬ</td></tr>
<tr><td colspan="2">設計者の住所氏名</td><td colspan="5">ＴＥＬ</td></tr>
<tr><td colspan="2">施工者の住所氏名</td><td colspan="5">ＴＥＬ</td></tr>
<tr><td rowspan="7">指定工場等の概要</td><td colspan="2">敷地の地名地番</td><td colspan="5">池田市　　丁目　　番地</td></tr>
<tr><td colspan="2">用途地域等</td><td></td><td colspan="2">敷地面積
作業場床面積</td><td>㎡
㎡</td></tr>
<tr><td colspan="2">業種（原材料名）</td><td></td><td colspan="2">従業員数</td><td>名</td></tr>
<tr><td colspan="2">主要生産品目
または加工の種類</td><td></td><td colspan="2">作業時間</td><td>時～　　時</td></tr>
<tr><td>定格出力
の合計</td><td>KW</td><td>汚水の最大
排水日量</td><td></td><td>液体燃料最大
使用日量</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">工事の期間</td><td colspan="5">着工　　年　　月　　日～完了　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">周知説明を要する住民数
（規則で定める範囲の住民数）</td><td>土地所有者</td><td>建築物所有者</td><td colspan="2">占有者</td></tr>
<tr><td>名</td><td>名</td><td colspan="2">名</td></tr>
<tr><td rowspan="2">説明会等</td><td colspan="2">実施日時</td><td colspan="5">年　　月　　日　　他　　回実施</td></tr>
<tr><td colspan="2">出席者数</td><td colspan="2">事業主側　　名</td><td colspan="3">関係住民側　　名</td></tr>
</table>

様式第３号

指定事業（指定建築物）協議書

年　月　日

池田市長殿

ＴＥＬ

申請者住所

氏　　名

池田市環境保全条例第20条の規定により、下記の指定事業（指定建築物）実施について協議します。

<table>
<tr><td rowspan="3">事業主等</td><td>事業主の住所氏名</td><td colspan="3">ＴＥＬ</td></tr>
<tr><td>設計者の住所氏名</td><td colspan="3">ＴＥＬ</td></tr>
<tr><td>施工者の住所氏名</td><td colspan="3">ＴＥＬ</td></tr>
<tr><td rowspan="6">指定建築物の概要</td><td>敷地の地名地番</td><td colspan="3">池田市　　丁目　　番地</td></tr>
<tr><td>用途地域等</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>用途</td><td></td><td>敷地面積</td><td>㎡</td></tr>
<tr><td>建築面積</td><td>㎡</td><td>延床面積</td><td>㎡</td></tr>
<tr><td>高さ・階数</td><td>m地上　階･地下　階</td><td>構造･棟･戸数</td><td>造　棟　戸</td></tr>
<tr><td>工事の期間</td><td colspan="3">着工　年　月　日～完了　年　月　日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">関係住民</td><td rowspan="2">周知説明を要する住民数
（規則で定める範囲の住民数）</td><td>土地所有者</td><td>建築物所有者</td><td>占有者</td></tr>
<tr><td>名</td><td>名</td><td>名</td></tr>
<tr><td rowspan="2">説明会等</td><td>実施日時</td><td colspan="3">年　月　日　他　回実施</td></tr>
<tr><td>出席者数</td><td colspan="2">事業主側　　名</td><td>関係住民側　　名</td></tr>
</table>

様式第4号

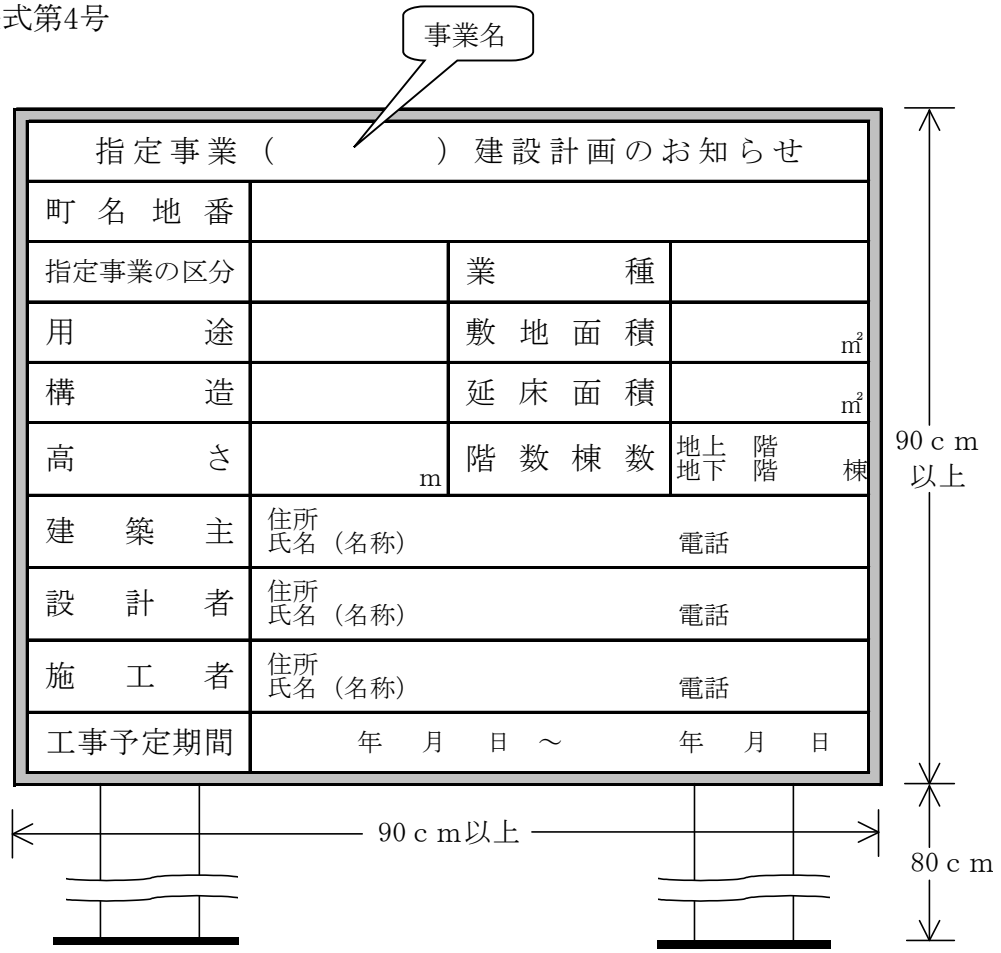

指定事業（　　）建設計画のお知らせ			
町名地番			
指定事業の区分		業種	
用途		敷地面積	㎡
構造		延床面積	㎡
高さ	m	階数棟数	地上　階 地下　階　棟
建築主	住所 氏名（名称）		電話
設計者	住所 氏名（名称）		電話
施工者	住所 氏名（名称）		電話
工事予定期間	年　月　日　～　　年　月　日		

（注）１．標識の周囲は、赤で幅1cmの縁取りをすること。

２．標識の文字は黒とすること。

３．表示した文字が雨等により不鮮明にならない塗料等を使用すること。

４．標識は、風雨等のため容易に破損又は倒壊しない材料、構造により作成すること。

様式（イ）

指定事業（　　）に係る関係住民への周知説明に関する報告書

年　　月　　日

池　田　市　長　殿

TEL

事業主　住 所

氏 名

TEL

設計者　住 所

氏 名

TEL

施工者　住 所

氏 名

関係住民			説明	説明場所	説
氏名	住所	区分	年月日	（方法等）	内

※区分欄は、土地所有者、建築物所有者、占有者の別を、
敷地周辺現況図（関係住民影響範囲図）と対照の上記入。

☆事業主が関係住民に対して行う「周知説明」とは

1.　条例・規則でいう「周知説明」とは、指定事業を実施する者が、当該事業計画の詳細を関係住民に説明するとともに、その際関係住民から聴取した意見・要望を可能な限りにおいて、計画の中に反映することをその旨とするものである。

2.　説明において、関係住民に公開しなければならない事業計画の内容は次のとおりである。

①事業主、設計・施工者の住所氏名、計画事業の用途、建築物の構造、高さ、階数、配置、計画敷地面積、建築面積、延床面積等

②提供図書の種類

建築物及び施設の配置図・平面図・立面図・排水系統図

指定工場等事業概要書

その他関係住民から要請のあった資料

3.　この報告書は、市との環境保全条例の規定に基づく事前協議の申請に先立って提出すべきものである。

（関係住民に提供した資料を添付すること。）

説明内容	説明に対する関係住民の意見・要望	関係住民の意見・要望を踏まえた事業主回答（計画変更等を含む。）

（次頁につづく）

関係住民			説明	説明場所	説
氏名	住所	区分	年月日	（方法等）	内

※区分欄は、土地所有者、建築物所有者、占有者の別を、
敷地周辺現況図（関係住民影響範囲図）と対照の上記入。

No.

明容	説明に対する関係住民の意見・要望	関係住民の意見・要望を踏まえた事業主回答（計画変更等を含む。）

様式（ロ）

意　　見　　書

年　　月　　日

殿

住　所

氏　名

池田市環境保全条例第20条に規定する指定事業「　　」については、下記の事項に関しご検討ください。

記

意見	
理由	

様式（ハ）

指　定　事　業　環　境　保　全　調　書

年　　月　　日

池　田　市　長　殿

事業主　住　所　　℡

氏　名

事　　業　　名	敷　　地		事　業　区　分
	町　名		1　開発行為
			2　指定工場等
	地　番		3　指定建築物

事前環境調査		環　境　保　全　計　画
建設	1　一宅地区画面積	㎡＝敷地面積（　　）÷戸数（　　）
	2　道路の建設	接続道路の種類 帰属する新設道路の有・無 主要道路の幅員（歩車道の幅員）　　m
	3　公園・緑地の整備	公園面積　　㎡（敷地に占める割合　　%） 植栽面積　　㎡（敷地に占める割合　　%）
	4　日照の確保	適合している建築基準法第５６条の２の基準 日影図：別図
	5　給水施設	引込管口径　　㎜　管種 受水槽の有・無及び槽数 受水槽の規模の算定
	6　排水施設	汚水量の算定 汚水管の口径 雨水量の算定 雨水排水路の改修の有・無 水利権者との調整 既設下水道と当該地区との関係
	7　その他の公益・公共施設の建設	

安全	8　駐車場・交通安全施設	別紙2　駐車施設・交通安全施設設置計画書
	9　工事中の交通安全対策	
環境・公害	10　ばい煙等の処理の方法	別紙3　ばい煙等の処理の方法
	11　粉じんの処理の方法	別紙4　粉じんの処理の方法
	12　汚水等の処理の方法	別紙5　汚水等の処理の方法
	13　悪臭の防止の方法	別紙6　悪臭の防止の方法
	14　騒音・振動の防止の方法	別紙7　騒音又は振動の防止の方法
	15　産業廃棄物の種類及び処理の方法	別紙8　産業廃棄物の種類及び処理の方法
	16　工事中の公害防止	
	17　塵芥集積関係	ごみ集積施設面積　㎡ 水道栓の有・無 排水施設の状況
18　消防関係		消防水利計画
19　その他（電波障害等）		

別　紙１

指定工場等事業概要書

<table>
<tr><td colspan="2">工場等の名称及び代表者の氏名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">工場等の所在地</td><td colspan="4">池田市</td></tr>
<tr><td colspan="2">工場等の使用開始予定年月日</td><td></td><td colspan="2">施設の使用開始予定年月日</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">施設等を設置する建築物</td><td>建築物の名称</td><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>用途</td><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>階数，高さ，構造</td><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>建築面積（㎡）</td><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>床面積（㎡）</td><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>作業場面積（㎡）</td><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">主たる施設</td><td>施設番号</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>施設の種類名称及び形式</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>用途</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>定格出力（KW）</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>台数</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">燃料の種類、使用量</td><td>A　重油</td><td>灯　油</td><td>(　　)
ガ　ス</td><td>その他
(　　)</td><td>計
(重油換算値)</td></tr>
<tr><td>㍑/日</td><td>㍑/日</td><td>㍑/日</td><td>㍑/日</td><td>㍑/日</td></tr>
<tr><td colspan="2">いおう含有率(%)
及び比重</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">使用水量等</td><td colspan="2">用水の種類・量</td><td colspan="3">用水の種類・量</td></tr>
<tr><td>上水道</td><td>㎥／日</td><td>作業排水</td><td colspan="2">㎥／日</td></tr>
<tr><td>地下水</td><td>㎥／日</td><td>冷却水</td><td colspan="2">㎥／日</td></tr>
<tr><td></td><td>㎥／日</td><td></td><td colspan="2">㎥／日</td></tr>
<tr><td>計</td><td>㎥／日</td><td>計</td><td colspan="2">㎥／日</td></tr>
<tr><td>作業工程又は営業内容</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>その他参考事項</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

別紙２

駐車施設・交通安全施設設置計画書

年　月　日

池　田　市　長　殿

住　所

氏　名

<table>
<tr><td colspan="2">事業主の住所氏名
(法人の場合は代表者)</td><td colspan="4">住 所
氏 名　　TEL</td></tr>
<tr><td rowspan="5">建築物の概要</td><td>名　　称</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>所　在　地</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>業種・規模等</td><td></td><td>住宅総戸数</td><td colspan="2">戸</td></tr>
<tr><td>敷地面積</td><td>㎡</td><td>建築面積</td><td colspan="2">㎡</td></tr>
<tr><td>建築延床面積</td><td>㎡</td><td>売場・作業場面積</td><td colspan="2">㎡</td></tr>
<tr><td rowspan="8">駐車施設の状況</td><td colspan="2">自動車駐車場面積（台数）
㎡　　台</td><td colspan="2">自転車駐車場面積（台数）
㎡　　台</td><td>駐車場面積合計
㎡</td></tr>
<tr><td>場所</td><td>敷地内
敷地外</td><td>敷地外のとき</td><td colspan="2">所在地　　(敷地からの距離)　　m
所有者等の住所
氏名</td></tr>
<tr><td colspan="2">駐車施設の床又は地表</td><td colspan="3">未舗装・簡易・ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装・ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装・その他(　　)</td></tr>
<tr><td colspan="2">駐車施設の周囲</td><td colspan="3">ﾌﾞﾛｯｸ塀・ﾌｪﾝｽ・生垣・その他（　　）（高さ　　m）</td></tr>
<tr><td colspan="2">洗車設備の有無</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">散水設備の有無</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">区画線の有無</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の施設</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="7">交通安全施設の状況</td><td>防護柵</td><td colspan="2">ヵ所（延長　　m・高さ　　m）</td></tr>
<tr><td>道路反射鏡</td><td colspan="2">ヵ所（1面鏡　　基・2面鏡　　基）</td></tr>
<tr><td>街灯（防犯灯）</td><td colspan="2">ヵ所（　W×　灯・　W×　灯）</td></tr>
<tr><td>区画線</td><td>種類　　延長　　m　道路幅員　　m</td></tr>
<tr><td rowspan="2">歩道</td><td>延長　　m　幅員　　m</td></tr>
<tr><td>形態</td><td>マウンドアップ・縁石・柵・その他（　　）</td></tr>
<tr><td>その他の安全施設</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">開発区域内の道路</td><td>舗装・幅員　　m・延長　　m</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施計画図</td><td>別　　図</td></tr>
</table>

別　紙３

ばい煙等の処理の方法

処理施設の施設番号				
発生施設の施設番号				
処理施設の種類名称及び形式				
処理施設の構造			別図	別図
処理条件	送風機の原動機出力（KW）			
	洗浄液の種類及び量（リットル／min）			
	排出ガスの量（N㎥／h）	最大		
		通常		
	排出ガスの温度（℃）	処理前		
		処理後		
	排出ガスの圧力（㎜Aq）	処理前		
		処理後		
	その他の処理条件			
ばい煙及び煙量等又のは種濃別度	いおう酸化物の量（N㎥／h）	最大	処理前	
			処理後	
		通常	処理前	
			処理後	
	ばいじんの濃度（mg／N㎥）		処理前	
			処理後	
使用状況	1日の使用時間及び使用日数等			
	季節変動			
排出口の実高さ（m）				
排出口の頂上口径（m）				
陣傘・フード等の有無				
排出速度（m／S）				
排出口から敷地境界線までの最短水平距離（m）				

備考　1　ばい煙処理施設の構造概要図を添付すること。

別　紙４

粉じんの処理の方法

<table>
<tr><td colspan="3">発生施設の施設番号</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">施設の名称．種類．形式</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">規模</td><td colspan="2">堆積場の面積（㎡）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">粉粒塊輸送用コンベアの輸送能力　（ｔ／ｈ）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">原動機の定格出力（KW）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">セメントサイロの容量（㎥）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">堆積物又は運搬物の種類及び量　（ｔ／月）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">粉じんの処理の方法</td><td colspan="2">内部に粉じん発生施設を設置している建築物の概要</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">集じん装置</td><td>集じん装置の種類及び形式</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>集じん機の効率（%）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>送風機の原動機の定格出力　（KW）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">防じんカバーの設置状況</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の方法</td><td></td><td></td></tr>
</table>

備考 1　粉じんを発生する施設及び粉じん処理施設の構造概要図を添付すること。

2　その他の方法の欄には、散水、薬剤散布、締固め等の方法及びこれら実施の量、実施頻度等を記載すること。

別　紙５

汚 水 等 の 処 理 の 方 法

処理施設の施設番号		
処理施設の施設名		
施設の種類．形式．構造 主要寸法及び能力		
1日の使用時間、回数		
消耗資材の用途並びに 用途別使用量		
残渣の量及びその処理方法		
公共用水域への排出方法		
その他参考事項		

備考　1　汚水の処理系統図を添付すること。

　　2　汚水処理施設の構造及び主要寸法については、詳細な図面を添付すること。

別　紙６

悪臭の防止の方法

<table>
<tr><td colspan="2">発生施設の施設番号</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">施設の名称．種類並びに形式</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">能力．規模</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">1日の使用時間</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">悪臭の防止の方法</td><td>発生源対策</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>建物対策</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>その他の対策</td><td></td><td></td></tr>
</table>

備考　「悪臭の防止の方法」の欄には、発生源における脱臭装置の設置、悪臭の漏れない建物の構造とする等悪臭の防止に関して講じようとする措置の概要を記入すること。

別　紙７

騒音または振動の防止の方法

<table>
<tr><td colspan="2">発生施設の施設番号</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">施設の名称．形式</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">能力．規模</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">使用の方法</td><td>1日の使用時間及び使用回数</td><td>時～　　時
時間／回
回／月～　　回／月</td><td>時～　　時
時間／回
回／月～　　回／月</td><td>時～　　時
時間／回
回／月～　　回／月</td></tr>
<tr><td>季節変動</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">騒音又は振動の防止方法</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

別　紙８

産業廃棄物の種類および処理方法

<table>
<tr><td colspan="3">産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">生成の過程及び含有物質の名称．成分等</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">生成量（１月当たり）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="9">処理方法</td><td rowspan="5">自家処理</td><td>処理施設の種類．名称．型式．能力</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">処理後の残査</td><td>量（1月当たり）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>処理方法</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">処理に要する費用（円／月）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">処理方法の概要</td><td>別添</td><td>別添</td></tr>
<tr><td rowspan="3">委託又は売却処理</td><td colspan="2">受託者または買取者の氏名（名称）．住所</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">受託者または買取者の処理の方法</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">委託費用または売却代金</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>その他の処理</td><td colspan="3"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="3">処理方法の割合</td><td>自家処理</td><td></td></tr>
<tr><td>委託又は売却処理</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の処理</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">備考</td><td></td><td></td></tr>
</table>

指定事業事前公開に係る標識等の状況（写真）

様式（ニ）

標識の設置を証するための写真　　（設置年月日　　）
現　　況　　写　　真　　（撮影年月日　　）

様式（ホ）

誓　　約　　書

今般の池田市　　丁目　　番地における池田市環境保全条例の規定に係る指定事業 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿の施工に関しては関係法令及び池田市条例を遵守することはもちろんのこと、本工事の施工前、施工中及び工事完了後であっても、附近住民等から本事業に関する苦情、紛争その他のトラブルが生じたときは、当方の責任において速やかにこれを処理解決することを誓約いたします。

年　　月　　日

池　田　市　長　殿

事業主　住所

氏名　　印

設計者　住所

氏名　　印

施工者　住所

氏名　　印

■ 指定事業に伴う関係住民の影響範囲図 （例:「開発行為」及び「指定工場等」の場合）

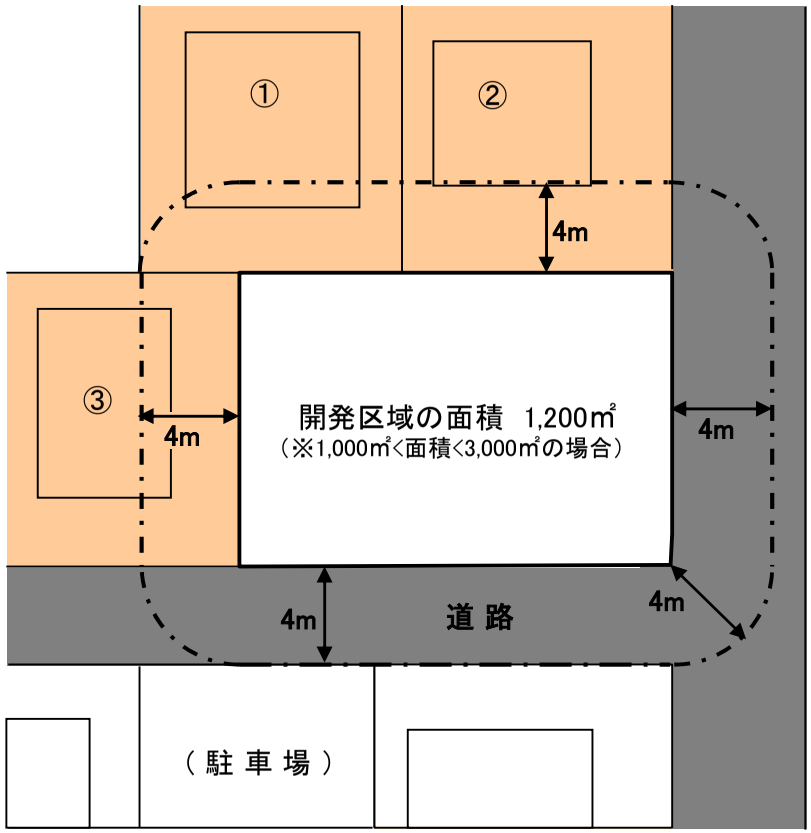

【凡 例】

- 開発区域
- 道路（公道の場合は関係住民に該当しない。）
- 周知説明を要する関係住民の範囲
- 関係住民

【関 係 住 民 一 覧】

	地 番	土地所有者	建物所有者	占 有 者
①	123－1	神田 早苗	神田 早苗	
②	123－2	城山 五月	畑 満寿美	赤坂 千里
③	123－3	宇保 綾羽	宇保 綾羽	

■ 指定事業に伴う関係住民の影響範囲図 （ 例:「指定建築物」の場合 ）

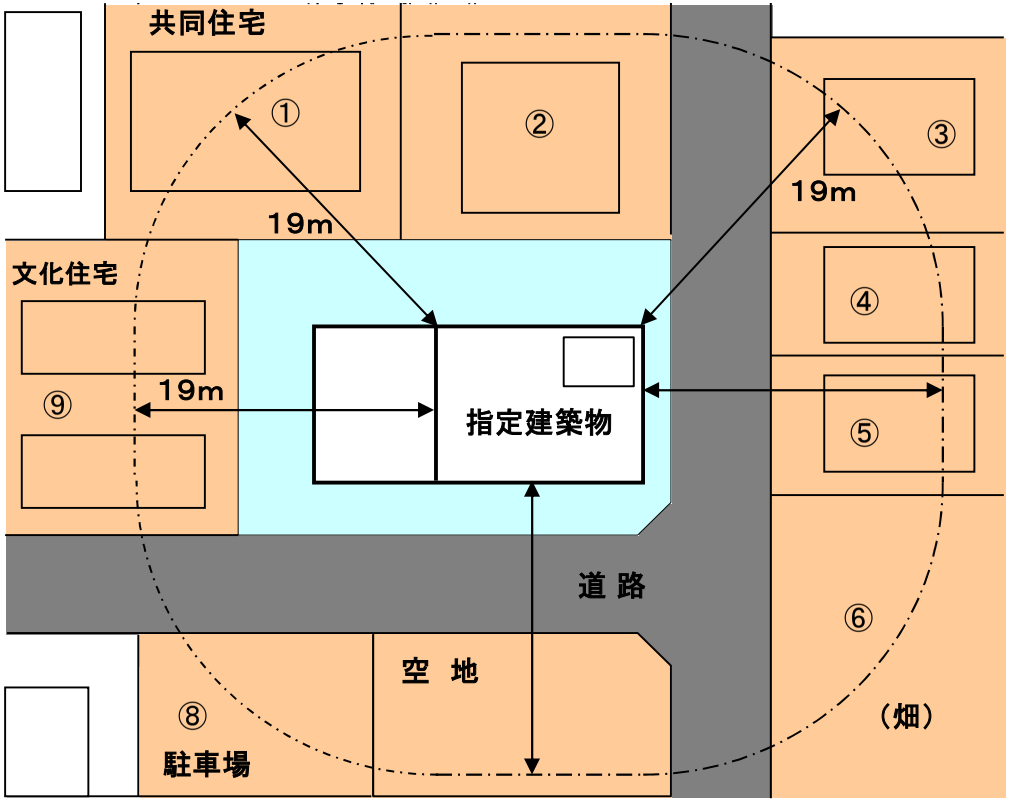

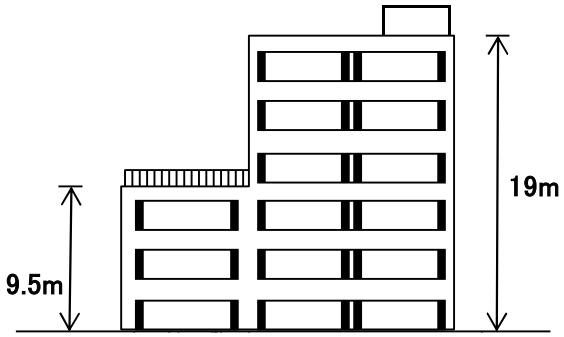

- 指定建築物の敷地
- 指定建築物の壁面
- 道路（公道の場合は関係住民に該当しない。）
- 周知説明を要する関係住民の範囲
- 関係住民

【関係住民一覧】

	地番	土地所有者	建物所有者	占有者
①	123－1	管理組合	管理組合	
②	123－2	池田市	池田市	
③	456－1	宇保 綾羽	宇保 綾羽	
④	456－2	城山 五月	畑 満寿美	赤坂 千里
⑤	456－3	古江 緑	古江 緑	
⑥	456－4	㈱伏尾植木	（畑）	
⑦	789－1	菅原 栄	（空 地）	
⑧	789－2	住吉 呉服	（駐車場）	
⑨	111－1	神田 早苗	神田 早苗	範囲内の住人

印刷製本　　池田市　総務部　総務課

事　務　機　械　室

令和７年３月　作 製